

農業 農薬の飛散防止に注意しましょう 残留農薬のポジティブリスト制度が導入されました

残留農薬基準を設定

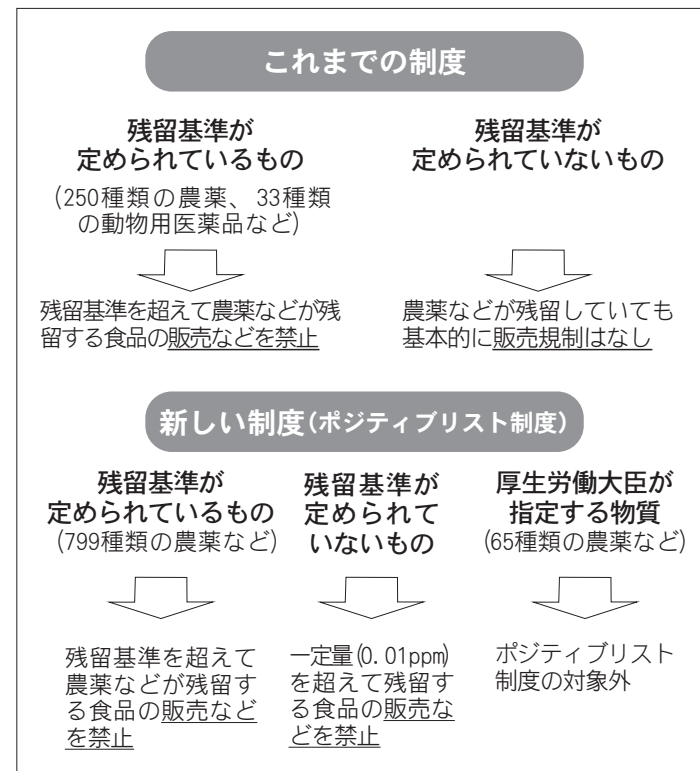
平成十五年の食品衛生法改正に基づき、食品の中に農薬などが一定の量を超えて残留する食品の販売などを原則禁止する新しい制度（ポジティブリスト制度）が今年の五月二十九日から施行されました。



この新しい制度では、原則すべての農薬などについて、残留基準を設定し、基準を超過して残留した農産物（食品）の販売などが禁止されます。残留農薬の基準を超えないためには、次に掲げる対策が必要です。また、農薬が飛散することにより、他人の作物にも影響を及ぼす恐れがありますので、農薬を散布する際は十分注意しましょう。

主な対策

- 化学農薬を低減できる栽培・防除体系を実践する（飛散しにくく、適用作物が広い農薬を選択する）
- 農薬基準を遵守する（希釈倍数、使用回数など）
- 散布終了後は、防除器具（タンク、ホースなど）を十分に洗浄する
- 作業日誌に使用した農薬の



- 散布実績を正確に記録する
 - 隣接して他の農作物が栽培されている場合は、境界に目の細かいネットなどを設置し遮へいする
 - 散布作業は風のないとき(秒速三メートル以下)に行う
 - 散布方法を見直し、ほ場の隣接部や外周部に細心の注意を払う(適正な散布圧、飛散の少ないノズルを選ぶ)
- 問い合わせ 村農林課農政係
☎ 49-3114

年金 保険料の免除制度が変わります 平成18年7月から免除制度が利用しやすくなります

国民年金制度は、二十歳以上六十歳未満のすべての方が加入する制度です。老後に受ける老齢基礎年金のほか、万が一のときは障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。平成十八年度の国民年金の保険料は月額一三、八六〇円ですが、失業や収入が少ないなどの経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の全額免除または一部納付（一部免除）の制度がありますので申請手続きをしてください。ただし、昨年免除を申請して該当になつた方で、申請書の中の「翌年度以降も継続して免除を希望する」欄に「はい」とつけた場合は、継続して申請があつたものとみなされますので、申請する必要はありません。

免除制度は4段階に

これまで保険料の免除制度

| 免除の種類 | 所得基準 | 月額保険料 |
|--------|----------------------|---------|
| 全額免除 | (扶養親族の数+1)×35万円+22万円 | 0円 |
| 4分の3免除 | 78万円+(扶養親族の数×38万円) | 3,470円 |
| 半額免除 | 118万円+(扶養親族の数×38万円) | 6,930円 |
| 4分の1免除 | 158万円+(扶養親族の数×38万円) | 10,400円 |

※扶養親族が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円

は、「全額免除」（全額を免除）と「半額納付」（半分納付し、残りの半分を免除）の二種類でしたが、平成十八年七月から「四分の一納付」（四分の一納付し、残り四分の三を免除）と、「四分の三納付」（四分の三納付し、残り四分の一を免除）する二種類が加わり、全額免除と三段階の一部納付制度となります。

免除期間も年金額に反映

国民年金(基礎年金)の給付の三分の一(将来は二分の一)は国の負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に、国の負担に相当する額が年金額に反映されます。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。ただし、一

部納付制度は、納付すべき一部保険料を納付しなかった場合は、一部免除が無効となり、未納と同じ扱いとなるため、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付するよう注意が必要です。免除を受けた保険料は後から納付できます

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ受け取る年金額が少なくなりますが、十年前までさかのぼって納めることができます(追納制度)。

免除手続きに必要なもの

- ▼ 印鑑
- ▼ 納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ▼ 今年一月以降に転入された

方は所得証明書(または源泉徴収票および確定申告書の写し)

▼ 失業を理由とする場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し

学生および三十歳未満の方は猶予制度の手続きを

学生は、本人の前年所得が一定額以下の場合、毎年度申請すると保険料納付が卒業まで猶予されます。また、三十歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されますので手続きをしてください。

■ 問い合わせ 村住民福祉課
住民係 ☎ 49-3112 福島社会保険事務局白河事務所
☎ 0248-2714164